

# 令和6年第2回小鹿野町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月25日（月）午後1時50分～午後2時30分
- 2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場
- 3 出席委員 農業委員（11人） 農地利用最適化推進委員（7人）
- 会長 10番 黒沢 裕幸  
会長職務代理 1番 吉田 恭寛  
農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子  
6番 栗原 静男 7番 高岸 友行 9番 町田 考子  
12番 守屋 善雄 13番 田嶋 敏男 14番 橋口 わかな
- 農地利用最適化推進委員  
強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子  
強矢 武夫 入澤 節子 市川 和男  
増島 敏雄
- 4 欠席委員  
農業委員（3人） 5番 高橋 克予 8番 佐藤 恒志  
11番 新井 正志  
農地利用最適化推進委員（1人） 千島 政次
- 5 農業委員会事務局職員  
事務局長 田嶋 哲也 事務局 戸田 恭平  
荻野 翔太
- 6 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 議案第2号  
農業委員の辞任に関する諮問について（1件）  
日程第3 議案第3号  
農地法第5条の規定による許可申請の審議について（3件）

報 告

(1) 農地改良に係る届出について (1件)

(2) 6ヶ月後の現地確認について  
令和5年8月申請分について (2件)

そ の 他

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。時間になりましたので令和6年第2回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。尚、本日は農業委員の5番高橋克予さん、8番 佐藤恒志さん、11番 新井正志さん、農地利用最適化推進委員の千島政次さんが欠席となります。小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>こんにちは。先ほどは農業振興地域促進協議会で大変ご苦労さまでした。引き続き農業委員会総会をお世話になります。</p> <p>この間、19日に事務局長と私で郡の会長会の視察で、皆さんも知っているかもしれません、白岡町に行ってきました。東武動物公園のすぐ横です。新しい村という所を視察してきました。横瀬町が主催でした。その後は吉見町の道の駅に行きました。いちごの栽培が盛大で第三セクターで行っていました。</p> <p>新しい村の方は、研修中にガタガタと今にも壊れそうな音が聞こえましたが、木造のジェットコースターが一番人気ということです。2ヘクタールの所に田んぼの所があったり、畑もあったりして74区画あります。最初、町は15,000人くらいでしたが、現在は30,000人くらいになったということです。10坪くらいの所を74区画にしています。5人くらいの方が市民農園のキャンセル待ちです。年間14,000円で全区画いっぱいになっているそうです。直売所もあって人が結構集まります。稲刈り体験やジャガイモの収穫などの農体験も行いながら運営しています。</p> <p>どちらも若い女性が中心になって行っています。</p> <p>町の農業委員会でも行ってみたい所があれば事務局や私の方に言っていただければと思います。</p> <p>それでは、議案が何件かありますのでお世話になります。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となっていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	それでは、議事に移らせていただきます。

	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名をさせていただきます。今回は7番 高岸友行委員さん、9番 町田考子委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2 議案第2号「農業委員の辞任に関する諮問について」(1件)を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第2号 農業委員の辞任に関する諮問について 令和6年3月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>お手元にお配りしております2枚組の辞任願というものになります。ご覧ください。</p> <p>辞任願が提出されていますので、私の方で読み上げさせていただきます。</p> <p>辞任願</p> <p>私は一身上の都合により、令和6年3月31日をもって小鹿野町農業委員を辞任したく、ここにお願い申し上げます。</p> <p>令和6年3月8日 小鹿野町農業委員 佐藤恒志 小鹿野町長 森 真太郎 様</p> <p>佐藤委員さんが辞任願を提出されました。これにつきまして、農業委員会等に関する法律第13条に「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されているため、町長から農業委員会に諮問があり、本委員会にて諮り、町長へ答申をするものとなります。</p>
議長	<p>このことについて同意をいただけるかお諮りいたします。</p> <p>全員から同意をいただきました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。農業委員会で辞任に対する諮問について同意を得たということを町長に答申させていただきます。</p>
議長	<p>続きまして、日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」(3件)を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和6年3月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 ○〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 ○〇〇m<sup>2</sup> 字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 ○〇m<sup>2</sup> 合計面積 ○〇〇m<sup>2</sup> 地目は2筆とも畠です。 申請人 譲渡人：○〇〇〇 ○〇 ○ 譲受人：○〇〇 ○〇〇〇 事由：現在家族〇人で〇〇〇〇の〇〇〇〇に暮らしているが、手狭になったため自己用住宅を当該地に新築したく申請をした。使用貸借権で令和5年10月10日に農振除外が完了しています。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図と公図（写）の1ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、〇〇〇から〇〇〇に通じます〇〇の〇〇〇の信号のある所から西側、〇〇〇〇〇〇方面に〇〇mほど進んでいただいた南側に位置しています。</p> <p>続きまして、番号2の説明をさせていただきます。</p> <p>番号2 ○〇字〇〇〇〇〇-〇 地目 畠 面積 ○〇〇m<sup>2</sup> 申請人 譲渡人：〇〇 ○〇〇〇〇 譲受人：〇〇 ○〇〇〇 事由：現在、妻の実家に住んでいるが、子供の成長とともに手狭になったため、自己用住宅を当該地に新築したく申請をした。所有権移転となっています。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図と公図（写）の2ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、〇〇にあります〇〇〇の前に〇〇〇〇〇号線がありまして、そこから東に〇〇〇mほど進んだ北側に位置しています。</p> <p>続きまして、番号3の説明をさせていただきます。</p> <p>番号3 ○〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畠 面積 ○〇〇m<sup>2</sup> 申請人 譲渡人：〇〇〇 ○〇〇〇〇 譲受人：〇〇〇 ○〇〇〇 事由：昭和〇〇年頃に譲受人の父が以前の家が火事になってしまった際に仮住まいとして当該地に農地法の許可を得ずに住宅を建築してしまったので、今回違反状態を是正するために申請をした。所有権移転で追認となっています。令和2年11月13日に農振除外が完了しています。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図と公図（写）の3ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、〇〇〇〇〇付近にあります〇〇〇〇〇を渡りまして、〇〇〇を右折して南側に〇〇mほど進みます。そこから東側に坂道がありますので更に〇〇mほど進んだ北側に位置しています。</p>
	説明は以上となります。

議長  強矢福司 推進委員	<p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p> <p>現地確認の報告をいたします。</p> <p>3月19日に農業委員の加藤さん、事務局の戸田さん、荻野さんと私の4人で現地確認を行いました。</p> <p>番号1についてです。譲渡人の○○○さんは皆さんもご存じだと思いますが、小鹿野町でも大変農業を積極的に行っている方です。その農地の一部が転用されることは残念ですが、こちらに植えてあった柿の木はすぐにでも移植をして引き続き柿の栽培を行っていくようです。私は譲受人の○○さんを知っています。非常に仕事熱心な方なので、○さんの農業の手伝いも出来るのではないかと思います。非常に喜んでいるところです。○さんはここに住宅が建っても農業に支障がないと話していましたので、特に問題は無いと思います。許可相当と思われます。</p> <p>番号2についてです。この申請地の奥に○○○というお寺があります。お寺の入り口には石碑や地域の方が寄付をされたような石の塔があります。これを事務局の荻野さんに確認していただきましたら、昭和3年頃のもので農地法が制定される以前に石碑が建っていたということです。違反転用になつてないと思いますので良いと思います。○○○m<sup>2</sup>近い転用面積になります。当日は申請した行政書士さんが立ち合いに来ていませんので、分筆の構想についてお聞きすることが出来ませんでした。ただ、推測するのに○○mくらい道路からのバックと石碑がありますので、500m<sup>2</sup>を超えない現地で判断させていただきました。周辺の農地に対する影響は、○○沿いの農地なので上から流れてくる水はありますが、農地に逆流することはないと思いますので問題は無いと思います。許可相当と考えます。</p> <p>番号3についてです。転用面積が○○○m<sup>2</sup>になっていますが、中心部の四角の所が火事になる前に家が建っていた敷地です。ここをプラスしますので全体が○○○m<sup>2</sup>になります。500m<sup>2</sup>は超えますが、代々農業を行っていたということで、農家住宅という範囲で言えば1,000m<sup>2</sup>以下の転用は可能になりますので、この転用面積については問題ございません。また、この申請地は傾斜地で公図（写）の右から左の方へ水が流れるような状態になっています。下に道がありますので排水も出来るということで、水の点についても特に問題は無いと思います。面積や排水等に問題が無いということで許可相当と考えます。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p>
------------------------	--

議長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(質疑無し)</p>
議長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんの挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について（3件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>(1) 農地改良に係る届出について (1件)            (2) 6ヶ月後の現地確認について            令和5年8月申請分について (2件)</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告の説明をさせていただきます。</p> <p>報告1 農地改良に係る届出について 令和6年3月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 ○○○字○○○○○○○ー○ 地目 田 面積 ○○○m<sup>2</sup> 届出者:○○○ ○○○○ 事由:農地改良を行い、今後は畑として使用し、ナス、トマト、きゅうり等を栽培したい。 施行者は○○○○○○○○になります。着工予定期間は4月10日～5月9日までとなります。盛り土をする高さは60cmくらいで、高い所で80cmになるということでした。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。案内図、公図（写）の4枚目をご覧ください。</p> <p>こちらは、○○沿いにあります○○○の西側に○○○○○○○○があります。○○○○○○○○の横の道を北に○○○mほど進んでいた東側に位置しています。</p> <p>農地改良についての説明は以上となります。</p>

	<p>続きまして、報告2の説明をさせていただきます。</p> <p>報告2 6ヶ月後の確認ということで令和5年8月に審議をしていただいたものになります。</p> <p>議案第17号 農地法第3条の案件から説明をさせていただきます。</p> <p>番号1 ○○○○字○○○○○○○一〇 地目 畑 面積 ○○○m<sup>2</sup>      申請人 譲渡人:○○○ ○○○○ 譲受人 ○○○ ○○○○ 事由:      当該地を譲り受けて柿の栽培をしたい。 所有権移転となっています。</p> <p>続きまして、議案第18号 農地法第5条について審議をしていただいたものになります。</p> <p>番号1 ○○○○字○○○○○○○○一〇 地目 畑 面積 ○○○m<sup>2</sup>のうち○○○m<sup>2</sup> 申請人 譲渡人:○○○○ ○○○○ 譲受人:○○○○ ○○○○ 事由:隣接する○○○○○○○一〇の既存建物の排水管を西側道路（県道）に接続放流するための排水管を埋設するため。一時転用で使用貸借権となっています。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
強矢福司 推進委員	<p>現地確認の報告をいたします。</p> <p>報告2の農地改良の場所についてですが、公図（写）を見ていただきますと、○○○○一〇の下に○○○○一〇という土地がありまして、○○○○一〇よりやや低いと思います。農地改良で60cm～80cmくらいの土を入れますと高さが1m以上の差になります。農地改良をした後の地形は○○○○一〇が1mくらいの窪地になります。</p> <p>案内図を見ると右手に細い線が続いています。現地確認を行ったところ、立派な排水施設が入っていました。この排水施設に流れ込むようにならんと現地は整備してありますので、たとえ高くなつたとしても低くなつた土地の排水も十分出来ると思います。雨水については一切関係ないと思いますので、農地改良をしても問題は無いと考えています。</p> <p>続きまして、6ヶ月後の確認についてです。</p> <p>議案第17号の○○さんの案件についてですが、まだ柿は植えてありませんでした。過去の経緯で私は近くに知り合いがいますので時々この土地は見ていました。やや傾斜地でしたが、現在はほとんど道路と同じ高さになっていて、畑にしたいような耕作出来るような良い土地になっていました。今後、現地調査がある時によく見ていただきたい、柿が植えてあるか確認をしていただきたいと思います。現時点では柿を植えられる</p>

	<p>段階になっていました。問題は無いと思います。</p> <p>議案第18号の○○さんと○○さんの案件についてです。県道の側溝付近は掘って戻したような状態が見受けられましたが、それ以外の所は全てきれいに整地されていまして周辺の農地と見分けがつかないくらいきれいな畑に戻してありました。問題は無いと思います。</p>
議長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>事務局よりお願ひいたします。</p>
事務局	<p>事務局から何点か連絡をさせていただきます。</p> <p>皆さんのお手元にお配りしました令和6年度最適化活動の目標の設定等という資料をご覧ください。</p> <p>農地の集積であったり、遊休農地の解消ということで目標設定をします。2枚目の2 最適化活動の活動目標というところになります。皆さんに毎月提出していただいている活動記録簿も目標になりまして、1人あたりの活動日数は月にして8日です。引き続き令和6年度も8日を目標にお願いしたいと思います。令和6年度も今年度とほとんど変わらない目標だと思いますが、何かご意見がありましたら事務局までお願ひいたします。</p> <p>続きまして、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供についてです。毎年田と畠の10アールあたりの平均的賃借料を報告させていただいています。昨年と同様になっています。ご意見がありましたら事務局までお願ひいたします。</p> <p>続きまして、女性委員さんが対象になりますが、令和6年度関東ブロック女性農業委員等研修会の開催予定についてという通知が届いています。</p> <p>女性農業委員さんに向けての研修会になります。開催日時が令和6年11月15日の金曜日になります。場所につきましては、さいたま市浦和区の埼玉県県民健康センターという所で予定しています。正式な通知は令和6年度になってから届きますので、届きましたらご通知させていただきます。</p> <p>最後になります。1月の総会の時にお話しさせていただきました能登半島の地震に対しての義援金についてです。募金をされる方はこの後集めさせていただきます。29日まで受付期間になっていますので、あとでという方は事務局までお願ひいたします。</p>
議長	皆さんから何かござりますか。

強矢福司 推進委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	令和6年度最適化活動の目標の設定等についてです。（3）新規参入相談会への参加目標という項目があります。小鹿野高校で就職ガイダンスという授業が設けられています。そのような場で農業についても職業としての売り込みの機会を設けていただければ良いのではないかと思います。私は別の項目でガイダンスに参加したことがあります、生徒たちは熱心に聞いてくれます。
議 長	他に何かございますか。
事務局	ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。役場の方で出るか、誰かにお願いするかは考えさせていただきます。
議 長	他にございますか。
黒澤忠弘 推進委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
黒澤忠弘 推進委員	私も最適化活動の目標の設定等についてです。認定農業者というのは、期間で認定をしていると思います。ほとんどの農家さんが認定が切れているような状況で再申請をされていないのが現実だと思います。私たちの地域での高齢化というのは問題があって、既にリタイアされていたり、農業の実態が無いというように認定農業者に適切ではないケースもあると思います。期限の切れた方には再度栽培計画を出してもらって、新たに認定を受けるようなことをしていかないといけないと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。来年度以降は期限の切れている方には通知を送らせていただいて対応を考えていきたいと思います。

議 長	高齢化になっていますので考えていきたいです。
黒澤忠弘 推進委員	認定期間は5年になっていると思います。
議 長	そうですね。他にございますか。
黒澤忠弘 推進委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
黒澤忠弘 推進委員	客土についてです。当然、土の物理性、異物の混入は目で見て分かりますが、最近は客土してもらった土が強アルカリ性というケースがかなりあります。pHが8を超えているような状況です。石灰が異常に入っています。私が借りた畑もそのような土でした。pHを分析すると8.5ありました。ほとんどの作物が作れない状況の土です。昨年はかなり努力をして酸性にする資材を入れましたが、1年経つともどに戻ってしまいます。客土をする人には相談に来た時にこのことを伝えた方が良いと思います。建設業者はこのことに気付かないで、改良するために土を入れたのに何も育たない土だったというケースが多いです。コメントしてあげたほうが親切だと思います。
事務局長	町の方に相談がありましたら黒澤忠弘推進委員のご意見を参考にお伝えしたいと思います。
議 長	他にございますか。
事務局	先ほどの認定農業者についてですが、私の方で行っているような回答になりましたが、町の方で認定をしている形になりますので、担当に伝えていきたいと思います。
議 長	他にございますか。
	(無し)

議長	皆さんから無いようですので議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	慎重、御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして令和6年第2回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。